

## 博 物 館 法 （抜粋）

制 定 昭 和 2 6 年 1 2 月 1 日 法 律 第 2 8 5 号  
最 終 改 正 令 和 元 年 6 月 7 日 法 律 第 2 6 号

## 第 3 章 公 立 博 物 館

（博物館協議会）

第 2 0 条 公 立 博 物 館 に、博 物 館 協 議 会 を 置 く こ と が で き る。

2 博 物 館 協 議 会 は、博 物 館 の 運 営 に 関 し 館 長 の 諮 問 に 応 ず る と と も に、館 長 に 対 し て 意 見 を 述 べ る 機 関 と す る。

第 2 1 条 博 物 館 協 議 会 の 委 員 は、当 該 博 物 館 を 設 置 す る 地 方 公 共 団 体 の 教 育 委 員 会 が 任 命 す る。

第 2 2 条 博 物 館 協 議 会 の 設 置、そ の 委 員 の 任 命 の 基 準、定 数 及 び 任 期 そ の 他 博 物 館 協 議 会 に 関 し 必 要 な 事 項 は、当 該 博 物 館 を 設 置 す る 地 方 公 共 団 体 の 条 例 で 定 め な け れ ば な ら ない。こ の 場 合 に お い て、委 員 の 任 命 の 基 準 に つ い て は、文 部 科 学 省 令 で 定 め る 基 準 を 参 酌 す る も の と す る。

## 平 塚 市 美 術 館 の 設 置 及 び 管 理 等 に 関 す る 条 例 （抜粋）

制 定 平 成 2 年 9 月 2 8 日 条 例 第 9 号  
最 終 改 正 平 成 2 4 年 3 月 2 3 日 条 例 第 1 2 号

（美術館協議会）

第 1 5 条 美 術 館 に、美 術 館 協 議 会 を 置 く。

2 美 術 館 協 議 会 の 名 称 は、平 塚 市 美 術 館 協 議 会（以 下 「協 議 会」とい う。）と い う。

（委員の任命の基準）

第 1 6 条 協 議 会 の 委 員（以 下 「委 員」とい う。）は、学 校 教 育 及 び 社 会 教 育 の 関 係 者、家 庭 教 育 の 向 上 に 資 す る 活 動 を 行 う 者 並 び に 学 識 経 験 の あ る 者 の 中 か ら 任 命 す る。

（定数及び任期）

第 1 7 条 委 員 の 定 数 は、1 0 人 以 内 と す る。

2 委 員 の 任 期 は、2 年 と す る。た だ し、再 任 を 妨 げ ない。

3 委 員 に 欠 員 を 生 じ た と き は、速 や か に 補 欠 の 委 員 を 補 充 し な け れ ば な ら ない。

4 補 欠 の 委 員 の 任 期 は、前 任 者 の 残 任 期 間 と す る。

（委任）

第 1 8 条 こ の 条 例 に 定 め る も の の ほ か、美 術 館 の 管 理 及 び 運 営 等 並 び に 協 議 会 の 運 営 に 関 し 必 要 な 事 項 は、教 育 委 員 会 が 定 め る。

## 平塚市美術館の設置及び管理等に関する条例施行規則（抜粋）

制 定 平成 2 年 1 1 月 3 0 日 教委規則第 6 号

最終改正 平成 2 8 年 4 月 1 日 教委規則第 1 号

（協議会の定数）

第 2 0 条 条例第 1 7 条第 1 項の規定による平塚市美術館協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、8 人とする。

（会長及び副会長）

第 2 1 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、協議会を主宰し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（招集）

第 2 2 条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

（定足数）

第 2 3 条 協議会は、在任委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

（表決）

第 2 4 条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（委任規定）

第 2 5 条 前 5 条に規定するもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。